平成27年第1回笠松町議会定例会会議録(第2号)

平成27年3月11日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長 8番 安田敏雄 副議長 3番 伊藤 功 議 員 1番 尾関俊治 IJ 2番 古田聖人 IJ 4番 川島功士 5番 田島清美 IJ 6番 伏 屋 隆 男 IJ 7番 文 雄 IJ 岡田 9番 船橋 義明 IJ 10番 長 野 恒 美 IJ

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長 広 江 正 明 副 町 長 川部時文 教 長 宮脇恭顯 奆 査 委 員 小 林 正 明 会計管理者 杉 山 佐都美 総 務 部 長 兼教育文化部長 大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長 岩 越 誠 建設水道部長 奥 村 技 監 智 彦 兼 総 務 課 長 村 井 隆 文 税 務 課 足立篤隆 長 課長 仁 志 企 画 堀 保健医療課長 服 部 敦美 福祉健康課長 野 薫 浅 夫 設 課 長 建 那 波 哲 也 教育文化課長兼総合会館長 加藤周志 郡教委学校教育課長 森 透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 堀
 康 男

 書
 記
 笠 原
 誠

 主
 任
 岩 田 孝 太

 主
 事
 森 仁 志

1. 議事日程(第2号)

平成27年3月11日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長(安田敏雄君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長(安田敏雄君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番(川島功士君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 一般質問をさせていただきます。

ただいま冒頭で議長が申しましたように、本日をもって東日本大震災の発生から丸4年を迎えるわけであります。いまだ避難者は23万人弱に上り、死者・行方不明者、震災関連死を含めると2万人以上の方になります。原発の収束も先が見えず、大変厳しい状況ではございますが、日本全体として復興のために力を尽くしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らさせていただきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての質問でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、平成25年6月26日に公布されました。 そして一部を除き、平成28年4月1日に施行されます。これは、国連においては平成18年12月 に障害者の権利に関する条約を採択し、各条約は平成20年5月に発効している。日本では、平 成19年9月に同条約に署名をしております。それに伴って、平成23年の障害者基本法、昭和45 年、法律第84号の改正、平成24年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律、平成17年法律第123号も制定されました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成25年6月26日公布、平成28年4月1 日施行されます、いわゆる障害者差別解消法と呼ばれるものでございますが、この法律では次 に述べるようなことが定められております。

- 1. 国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による、障害を理由をする差別を禁止すること。
- 2. 差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す基本方針を作成すること。
- 3. 行政機関ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領・対応方針を作成すること。また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を

理由とする差別を解消するための支援措置について定めております。

障害を理由とする差別とは、障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利・利益が侵害される場合も差別に当たります。

社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを 指します。社会における物事としては、通行、利用しにくい施設・設備など、制度としては利 用しにくい制度など。慣行としては、障害のある方の存在を意識しない慣習、文化など。観念 としては、障害のある方への偏見などが上げられます。

法施行までのスケジュールとしては、平成25年度中に基本方針の作成、内閣府。平成26年度中に、対応要領及び対応指針の作成、各行政機関、主務大臣。平成27年度中に法の趣旨、内容及び基本方針、対応要領、対応指針の内容の国民への周知となっております。

笠松町の行政、教育の各分野では、具体的に何が障害を理由とする差別だと考えていますか。 また、社会的障壁を具体的には何だと考えていますか。対応要領、対応指針の策定に関し、ど のように考えていますか。相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理 由とする差別を解消するための支援措置について、具体的にどのように進めていくか、お聞か せください。また、保育所ではどのように対応されるのかもお聞かせください。

今回の法律は、バリアフリー法のように、不特定多数の障害者の方を対象にする法律とは違い、それぞれの障害者一人一人に根差した法律のように思います。障害に応じた合理的配慮を義務づけられていますが、行政、教育、保育などの現場では、具体的にどのような合理的配慮が考えられていますか。それは意見聴取などを行った結果に考えられたことでしょうか。お聞かせください。これで1回目の質問を終わります。

- ○議長(安田敏雄君) 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。
 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、一般質問で川島功士議員から御質問いただいた、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての幾つかの御質問でありますが、その中の第1点の、行政の分野では、具体的に何が障害を理由とする差別なのかという御質問や、あるいは社会的障壁を具体的には何だと考えるのかという御質問でありますが、この障害者の方に対しての正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、あるいは制限したり、条件を付すような行為が差別となりますが、この日常生活や、あるいは社会生活における障害者の方の活動を制限したり、あるいは社会への参加を制約しているような事物、あるいは制度、慣行、観念、その他一切のものが社会的障壁となりますが、具体的には、今質問の中でも上げ

られたように、障害のある方が利用しにくい施設や、あるいは利用しにくい制度や偏見などが 当たるんではないかと思います。

次に、対応要領や対応指針に関する町の考え方、あるいは相談及び紛争の防止等の体制整備や差別解消のための支援措置を具体的にどう進めていくかという問題等の御質問でありますが、この平成27年2月24日に閣議決定をされた基本方針に沿って、町職員の障害者の差別解消に向けた具体的な取り組みや、あるいは普及啓発活動を定めるものが、これが対応要領であり、保育所などの事業者の適切な対応や判断に資するものとして、担当大臣が作成するものが、この対応指針となってまいります。平成28年4月の法施行に向けて、職員の障害のある方へのわかりやすい表現を使った説明や、あるいは筆談や読み上げなどの意思疎通への配慮のほかに、広報紙を通じた普及啓発活動の推進や、職員の研修方法など具体例を示すとともに、相談窓口の明確化などの体制整備を含めて、今後この対応要領の作成を進めてまいりたいと思っております。

また保育所での対応でありますが、各保育所へ十分な情報提供を行うとともに、保育所から の相談にも対応してまいりたいと思っております。

次に、合理的な配慮の考え方についての2点ほどの質問でありますが、町が事業を行うに当たって、障害者の方から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の方の権利利害を侵害することがないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組みが、合理的配慮であります。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、これはやはり個別のケースで異なってはまいりますが、具体的には、車椅子の方の乗降の手助けや、障害の特性に応じた窓口での筆談や読み上げなどの意思疎通の配慮などが考えられます。今後、関係機関との意見聴取などを十分行いながら、この対応要領へ反映をしてまいりたいと思っております。

保育所における合理的配慮でありますが、今後この対応指針が担当大臣より示される予定でありますから、これも具体例も盛り込まれると考えております。

- 〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、この法律について 教育委員会としてはどのように対応するのかといった質問について、お答えをさせていただき ます。

羽島郡二町教育委員会といたしましては、第2次教育振興基本計画を策定いたしまして、豊かな心を育むことを大切に、人権教育の推進を図っているところでございます。各学校におきましても、これを強化道徳特別活動等、全ての教育活動の中で、人権教育の推進を通して、相手を理解し、互いに励まし合い、ともに学ぼうとする心を育てるとともに、児童・生徒の個性や特性を尊重し、自己実現を可能とする力を育てていただいているところでございます。これ

らのことを、障害がある児童・生徒はもちろんのこと、通常学級に在籍している児童・生徒に おいても、差別を受けることなく安心して学校生活を送ることができるよう、一層指導の推進 を図ってまいりたいというふうに考えております。

笠松小学校に、通級指導教室が開設できることになりました。岐南中学校に配置しております特別支援教育に係る主幹教諭、この主幹教諭が状況を把握したりアドバイスしたりできるよう、兼務についても工夫をしたいと考えておるところでございます。

2つ目に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての内容として、合理的 配慮というのがうたわれておりますが、この考え方についてお答えをさせていただきます。

学校においては、町単独で、学校、学級の集団生活に対する適応の状況等、支援の必要性を総合的に判断いたしまして、当該児童生徒に特別支援教育アシスタントを配置していただいております。また障害がある児童・生徒が、その障害を踏まえた十分な教育が受けられるよう、施設面での障害がないよう、バリアフリーについて整備をしていただいているところでもございます。障害の状況は、児童・生徒一人一人によって異なりますけれども、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学級の担任、全教職員が共通の認識を持って、児童・生徒の支援に当たってまいりたいと考えております。また配慮を要する児童・生徒にはないと困る支援、それから他の生徒にも有効な支援、これを工夫した授業づくり、いわゆるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業も充実させたいと考えております。

基本的人権を享受する個人としての尊厳、これを大切にして、学校及び担任が配慮していることが特別扱いと誤解されることがないように、法の精神を十分受けとめ、児童・生徒はもとより、保護者や地域の方々にも繰り返し啓発を行っていきたいと考えております。

[4番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 川島功士議員。
- ○4番(川島功士君) 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

教育長の答弁のほうにもありましたんですけれども、笠松小学校のほうに情緒系の通級指導 教室が増設されましたこと、町長初め教育委員会での教育長を初め教育委員会、皆さんの御努 力に本当に心から感謝をいたしますとともに、障害を持つ親御さんのほうも大変喜んでおられ ますので、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。今後具体的な意味での、 でき得る限りの合理的配慮の最も最たるものではないかなあというふうには思っておりますが、 そういった意味においても、近隣市町においても十分、本当、数年前に比べると笠松町は随分 充実していただけるようになったなあというふうに、本当に心から町長を初め教育長にも感謝 申し上げます。ありがとうございます。

そして、今回は実際にはまだ丸々1年以上ありますので、この1年をかけてゆっくりとしっかりと考えていただければいいということで、まずは最初の質問ということにさせていただき

ました。町のほうも非常に広く法の精神にのっとり、広く考えていただいているなあというのは十分わかる答弁でしたので、ぜひともそういった方向で考えてほしいなあという、障害の方というのは一人一人違うので、一人一人に応じた対応をしなければならないということで、職員の方のスキルというか対応の仕方というのが非常に必要になってくるんではないかなあというふうに思うんですね。たまたまあそこにおった窓口の人はよかったけど、こっちの人は全然だめやったということになってしまうと、窓口での苦情、クレームというのはその部分が非常に多いと思いますので、そういった部分というのは具体的にどのような、例えば研修をするとか啓発をするとかというのは、どのように考えておられますか。

〇議長(安田敏雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) いわゆる社会的な障壁となっている部分に関しては、今質問にもありましたように、我々もお答えしたように、本当に個別にいろいろ違うと思いますから、中で具体的な例を申し上げたのは、例えば筆談でできることを誰もが対応すること。そしてまた目が悪い方には、やはり言葉で話しかけて、きちっと対応しようと。いろんな対応の方法はあるとは思いますので、そういうことを一つ一つ具体的にこれからいろいろ研究や情報を集めながら、みんなが徹底できるような、特に窓口業務というのはそういうことが大事になってまいりますから、この法律の意味をしっかりみんなで研修しながら対応できるように努めてまいりたいと思っております。

[4番議員挙手]

〇議長(安田敏雄君) 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。

まだまだ本当に1年以上ありますので、しっかりとその意識を共通認識の上で対応していただけるように、切にお願いを申し上げます。

それから、教育長のほうなんですけれども、指導の中で道徳教育であったり、人権を重視したということで教育をしていただいておるという御答弁だったと思うんですけれども、実際に僕らが小学校に行っていたときよりも、今の小学生とか中学生に対する教育というのは、そうういうことに本当に力点が置かれているなあというのが、学校評議員で行かせていただいたり、子供の参観日に行かせていただけると、本当に感じるようになりました。教室の掲示にしても、先生の言動にしても、もう本当に僕らのころとは比べものにならないくらいに進歩していると思いますが、やっぱり先ほども言ったように、一人一人の先生によってスキルの差というのが、前も言いましたように、随分あるのも事実であります。ですけれども、その辺のところをぜひということで、今その特別扱いすることなく有効な支援をということもあったと思うんですけれども、例えばALDの方で、字を読んだり書いたりするのが苦手だということで、学校によっては、例えばデジタルカメラで板書したものを写すであったり、連絡帳をコピーして渡すで

あったり、字が書けないので、要するにパッドですね、コンピューターを持っていってそれで使えるようにしたりという学校も既にあるんですね。そういうことをやっている学校もあります。実際にそういうふうにすると、例えば何であの子だけそういうもの持ってっていいんやという話になって、うちへ帰って、その話をすると、親がまた出ていって、何でうちの子は持っていったらあかんのやという話になっていってしまうと。ここにあるようにちゃんと教育していただければいいんですけれども、例えば、北海道のほうの小学校の例ですと、その担任の先生がそうやってみんなでその子のことを助けてあげるんだよと。学校を卒業するまでにきちんと自立してできるようにしてあげれば、大人になってからいろいろと税金を投入することはないんだよという話をして、みんなに納得させたという話をお聞きしました。そういうことで、特別に合理的な配慮を受けるに当たって、何かそういう指導する側での配慮というのはどのようにお考えですか、教育長。

〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。

○教育長(宮脇恭顯君) いわゆる合理的な配慮ということにつきましては、学校では、障害のある子供と障害のない子供がともに育つ理念を共有するということであったり、それから、一人一人の状況を把握して一人一人の能力の最大の伸長を図るということを土台にしたり、加えて、例えば健康状態の維持と改善、生涯にわたる健康の基盤をつくるということもそうですし、コミュニケーション、それから人とのかかわりを広げる教育、これを進めることも大事ですし、それから自己理解も含めて自立して社会参加することを目指す。こういったことも必要でありまして、こういったことを具体的に、例えば大判の教科書を使って勉強するとか、それからその子の勉強には、きちんとルビを振ってやって、そしてそれが先生が外の子供から見たら、差別ではないということを配慮したり、そういった、いわゆる可能な限り障害のある児童・生徒というものが、その子供の適性を踏まえた教育を受けられるよう私どもが配慮するということが、合理的配慮を進めるということだと考えておりますし、学校においては一層そんな教育を進めていただきたいと啓発をしているところでございます。

[4番議員挙手]

〇議長(安田敏雄君) 川島議員。

○4番(川島功士君) 教育長、ありがとうございました。ぜひともそういった形で、今の子供さんたちは僕らのころに比べるとそういう障害があっても一緒に生きていくんだという認識はかなり高いと思います。そういう教育をきちんと受けていると思いますので、僕らのころとは違って、本当に助けていこうという気が、多分皆さんの中にあると思いますので、ぜひともそういうのを成熟する方向で御指導いただきたいというふうに思っております。

それと、具体的な合理的配慮の例で、保育所の先生とちょっとお話しさせていただいたんです。これは、ちょっと前にも担当の方にお話ししたこともあるんですけれども、今、小学校っ

て机とか椅子とかというのは高さ調整ができるんですよね、みんな。一応、個人個人に椅子にも机にも名前が張ってあって、それをずうっと1年間その教室では使うということになっておるんですよね。保育所の場合は、椅子と机が固定であります。高さの調整ができないということで、例えば情緒的に障害がある子ですと、その椅子が高かったり低かったりすると、足を変なふうに曲げてみたりぶらぶらさせてみたりということで、非常に落ちつかないということで、そういう関係の研修会に行ったときに、保育所のほうも椅子の調整ができるようにしてもらったほうがいいですよみたいなアドバイスをもらいましたというふうに先生がおっしゃっていたんで、具体的な例としてこんなことがあるんですけれども、そんなことも考えていただけるかどうかだけ、ちょっとお願いします。

〇議長(安田敏雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 質問にもありましたような、いろんな社会的な障壁を除去することの中には、やはりいろんな制度や慣習や文化、全てありますが、やっぱり施設やいろんなものに対しても対応もしていくことがうたわれております。ただ、それが非常に、それぞれの行政にとって過重な負担になる部分はすぐできないことがありますから、そういうことをしっかり分析しながら、当然そういう細かい配慮や手が届く対応というのは、これからより緻密にやらなきゃならない。この法律が施行された後は、やはり対応していくもんだと思いますから、そういうようないろんな御意見や不都合はたしかに聞きながら、これからこの法にのっとった対応ができるように進めていきたいと思っております。

その中で、この法律をいろいろちょっと読んでましても、やはり一番大事なことは、そういう事物や事象だけではなくて、やはり今議員が言われたように、慣習や文化やあるいはいろんな習慣の中で、そういうことはきちっと理解される世の中にならないと、この法律の意味が本当に生きてこない部分がありますから、そういうことは、我々は道徳のまちづくりの中で、いろんなことを踏まえてまちづくりを考えようねということで進んできてもう6年になりますが、そういうことはやはりこういうことをリンクしながらまちづくりの中に生きていけば、いろんな慣習や習慣、文化も、本当に笠松町は変わったねと思われるような流れもやはりできてくるんではないかと思いますから、今御質問があったようなことをこれからまた研究して対応していきたいと思っております。

[4番議員挙手]

〇議長(安田敏雄君) 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。安心・安全なまちづくりと言いますけれども、 安全というとどっちかというとハード的なことなんですけれども、安心というと、そういった ソフト的な面ですね、細かいところに障害を抱える子供さんを持つ親御さんが安心して幼稚園 や保育所や学校へ行ける、そういう制度、システムというのは先取りしてやって悪いというこ とはありませんので、ただ過重、財政の問題もありますので、徐々にでも計画的にでも少しず つでも今年度で計画を立てていただいて、長く長くかかってでもいい方向に進んでいっていた だきたいなと思います。

今度、3月12日の日ですかね、教育長は御存じだと思いますけれども、岐阜特別支援学校の主催で、実際にその合理的配慮についての研修会が催されるようであります。事前の申し込みが必要だと思いますけれども、ぜひとも学校教育関係者だけでなく、町職員のほうもそういうところへ参加していただきたい。東京のほうから先生がお見えになってお話しされるようなので、ぜひとも受けていただいて、その具体的な例というものの中で学んでいただきたいなあというふうにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(安田敏雄君) 続いていきます。

5番 田島清美議員。

○5番(田島清美君) 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項は、1点目は笠松中学校部活動について。2点目は交通安全対策について。3点目は安心・安全なまちづくりについて、質問させていただきます。

まず1点目なんですが、笠松中学校部活動について、吹奏楽部の充実について、また、吹奏 楽部の指導者の充実について質問させていただきます。

昨年4月には、立派な笠松中学校体育館が完成され、多額の費用とすばらしいどんちょう、 ピアノ、壁絵が寄附され、県内外に大きな反響を呼んだところであります。とりわけこの体育 館が、部活動、学校生活、行事等に大いに活用され、体育系、文科系のさらなる笠松中学校生 徒の活動の向上に向けていただければ幸いです。

遠い昔から、笠松町からは幾多の教育者、文化人、スポーツ選手が育っており、県下でも有数の伝統である中学校と、県内・県外からも注目されております。

町内には、笠松小学校の琴クラブ、松枝小学校の太鼓クラブ、下羽栗小学校の鼓笛隊と、音楽に重点を置いた教育がされていると思います。この小学校児童の音楽に対する取り組みは、県下でも注目されており、下羽栗小学校の校長先生であった中斉校長の音楽に対する情熱が今でも受け継がれているのだと思います。当時はハープ演奏を見る機会もあり、全校集会等では中斉校長がハーモニカで荒城の月などを演奏していただき、童謡などのいろいろな曲を聞くことができました。その当時、私は小学生で、全国から先生が見えて、そのために毎回音楽の発表をしていました。その当時ではなかなかない珍しい楽器があり、音楽が楽しくて皆張り切っていたことを今でも思い出されます。

今回は、とりわけ笠松中学校には文化系、体育会系の部活動がある中、笠松中学校の吹奏楽部について質問させていただきます。

現在、1、2年生の約50名の部員が見えると聞いております。そんな中、昨年の7月8月には、岐阜地区吹奏楽コンクール、12月には、羽島文化センターにおいて、岐阜県アンサンブルコンテスト岐阜地区大会中学校の部が開催され、笠松中学校吹奏楽部も出場し、多くの関係者、保護者が鑑賞されました。ここ二、三年はよい結果を上げることができず、部員の保護者から残念であったと聞いております。またその方は、何とか岐阜県下、岐阜地区においても注目されるようなレベルにもっていきたいものですねとおっしゃっていました。

今回、このような質問をさせていただいたのも、町内から学校教育に対して、備品、楽器等を購入のための多額の寄附をいただいているからであります。それに報いるためにも、指導者、先生方の一層の充実を図っていただけないかと思い、質問させていただきました。指導されている先生は、非常に立派なキャリアのある方だと聞いていますが、体育会系の部活動と違い、50人のブラバンの部員を指導するのは、幾らスーパーマンでも不可能だと思います。そこで、部員のさらなる演奏力の向上を狙い、町長さん、教育長さんに質問させていただきます。

身近に迫った新学期に向けての取り組みをお聞かせください。

まず1点目は、参考までにお聞きしますが、笠松小学校、松枝小学校、下羽栗小学校、笠松中学校に対する備品、楽器等の寄附の実績をお聞かせください。

2点目は、指導力アップに向けて先生方のさらなる充実、外部からの指導者の導入の可能性 についてお聞かせください。

3点目は、今後二、三年のうちに、岐阜地区、岐阜県下でも有数の吹奏楽部に育てる心構えについてお聞かせください。

以上、質問は3点ですが、町長さん、教育長さんに御回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、交通安全対策についてお聞きします。米野坂路拡幅改良の進捗状況と見通しについて お聞きします。

米野坂路、通称いざり坂と言うんですが、江川のスポーツ交流館や米野のピアゴから堤防に上がるため、またサッカーグラウンド、トンボ池に行くための、上がるための坂なんですが、そこについての平成25年度予算について、測量設計に着手してきましたが、空き家の取り壊しや人が住んでいる家屋もあるということで、事業が進んでいないと聞いております。あの坂路は、車が1台やっと通れる幅員しかなく、すれ違いができないため大変危険だと思いますし、いつも車と車がぶつかってしまうので、大変御近所の人たちも困っています。この坂路を拡幅することで、ピアゴがある県道交差点とつながり、利便性が増すので、早く拡幅をしていただければと思うのですが、事業の進捗状況と今後の見通しをお聞かせください。

3点目に、安心・安全なまちづくりについて、街路灯のLED化についてお聞かせお願いいたします。

岐南町が最近、街路灯をLEDにかえる工事をしてみえますが、笠松町でも平成6年度より順次設置した松葉型街路灯の照明器具の寿命や電気代の削減のため、LED化に向けて調査・研究され、現在、町内各地で試験点灯されていますが、町民の皆さんの反応や今後の進め方についてお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

- ○議長(安田敏雄君) 5番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。
 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、田島議員さんからの御質問の中で、まず第1点に、笠松中学校の部活動についての中で、笠小や松小や下小、笠中等に対する備品や楽器等の寄附の実績についての御質問でありますが、この実績につきましては、まず笠松小学校については、これは琴が現在37張りありますが、このうち28張りは、琴の学習をしていることをお知りになった方々から御寄附をいただいたものであります。また松枝小学校の太鼓につきましては、これは平成18年から岩田市蔵様によって御寄附をいただいたのを活用して、整備をさせていただいております。現在大きなものでは、大締め太鼓が1張りと、それから桶太鼓が7張り、そしてまた長胴太鼓が12張りと、2丁がけの締め太鼓は6張りありますが、そのほか沖縄太鼓は100以上あります。そのほか、下羽栗小学校の鼓笛隊の楽器につきましては、これは平成18年度に光製作所様からの寄附金でトランペットやホルンやトロンボーンなど、45の楽器を整備させていただいております。

また、笠松中学校の吹奏楽部の楽器につきましては、これは平成19年度から岩田市蔵様の寄附金を活用して、クラリネットやサックスやフルートなど、本年度までに52もの楽器を整備させていただいております。そういう中で、笠松中学校の吹奏楽部の指導力アップに向けて、先生方のさらなる充実や外部からの指導者の導入の可能性についての御質問でありますが、今答弁させていただいたように、中学校の吹奏楽部にはこの岩田市蔵様からの御寄附によって多くの楽器が整備をされました。そのことには心から感謝をして、また学校の顧問の先生や生徒の皆さんも、日々そのことを思い練習に励んでおられます。その吹奏楽部には現在1、2年生を合わせると57名の多くの生徒が所属をしております。その生徒さんは、その他の部活動と同様に、この楽器等経験のある子から、また全くない方まで幅広く入部をされておりますから、指導に当たる顧問の先生は大変だと、これは我々も推測しております。この学校の吹奏楽部には、顧問の先生が配置されておって、熱心に指導されておると聞いておりますが、今後は、地域の方や、あるいはOBの方で、笠松中学校の部活動の発展にボランティアとして指導協力いただけるような方がお見えになるのであれば、ぜひこれは学校と相談をさせていただいて対応を考えていきたいと思っております。

その次に、笠中の吹奏楽部を、県下でも有数の吹奏楽部に育てる心構えについての御質問で

ありますが、吹奏楽部を育てる心構えということでは、町としては一つの部活動に特化した対応や対策をとるのではなくて、全ての部活動において顧問の先生と生徒が工夫をして、こういう努力をしながら頑張って育てていくことが大事であると思っておりますが、この所属している部員全員が部活動を通して、これは心の醸成を図り、仲間と協力をして、一緒になって一喜一憂しながら頑張ることが学校教育活動では最も大事なことではないでしょうか。その結果として、賞が獲得できる力をつけたら最高でありますし、きっとそういうふうになるように、顧問の先生方や、あるいは生徒の皆さんがこれからも一生懸命頑張っていただけるものと信じております。

次に、2番目の交通安全対策の中で、米野坂路の改修の状況についての御質問でありますが、この米野の坂路の拡幅事業は、御承知のように、平成25年度に、測量や、あるいは詳細設計を委託をして調査を行いましたが、この堤体を掘削することや、あるいは認定地があることなどから、河川管理者からの施工条件は大変厳しいものがありますので、さらにこの坂路下の交差点改良においても課題があります。現在、その対策を検討しているところでありますが、またこの事業の進捗に支障となる家屋が2軒あり、1軒は老朽化で非常に危険な空き家、もう1軒は借家で、所有者とは別の人が住んでおみえになります。現時点では、全体的なこの坂路改良に取りかかることが難しい状況ではありますが、近隣住民の皆さんの不安を少しでも取り除き、安全性の向上を図る必要がありますので、先ほどの空き家については、所有権者の同意のもとで町費で取り崩しを行い、跡地を道路として拡幅することで、車がすれ違えるようにすることを現在検討し、進めさせていただいております。

その次に、LED照明の件でありますが、笠松町でも従来のこの松葉型の街路灯の老朽化に伴って長寿命化、そして省エネルギー、小型軽量化、虫が寄りにくい低誘虫性といった、コストや、あるいは環境面にすぐれたLED照明について、実際の明るさを含めて比較検討してまいりました。また議員の皆さんにも御意見をいただいて、電気料金がこの水銀灯の約5分の1となる市販品の10ボルト・アンペアタイプのLED照明に機種を絞って、現在8カ所で試験点灯を行わせていただいております。11月7日の町政懇談会の席でも、町内会長さんに試験点灯のお話をさせていただいて、その後、特に御意見はいただいておりませんが、個々の話の中では、明るさに違和感がないので、早く進めてほしいとの要望もあり、おおむね試験点灯の機種で皆さんに納得いただいているものと考えております。

今後の進め方については、平成27年度予算に計上させていただいて、4月早々に契約行為を 行って、6月ごろから交換工事に着手をし、27年度中には全3,100基の街灯のLED化が完了 する予定であります。以上であります。

〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。

〇教育長(宮脇恭顯君) 御質問の笠松中学校の部活動についての2点についてお答えをさせて

いただきたいと思います。

まず1点目は、指導力アップに向けて、先生方のさらなる充実、外部指導者の導入の可能性 についてでございます。まず何においても、御寄贈を賜りました町民の皆様に心から感謝申し 上げたいというふうに思っております。

吹奏楽部の担当者は、吹奏楽の指導力向上に向けて、今研修に励むとともに精いっぱい努力をしているところでございます。その成果もあって、吹奏楽部の演奏も年々上達をしてきているところだと思っております。吹奏楽部には鼓笛を経験している生徒も多く、1、2年生だけでも60名近くの生徒が所属しております。熱心に指導しておりますが、担当する楽器を順に回りながら指導するということでございまして、大変御苦労をかけていると思っております。今後、近隣の高等学校の指導者の交流、生徒を通した技術交流、例えば部活動における特別指導者派遣事業等による、外部指導者を派遣する方向で検討したいと考えております。またOBの皆様も含めて、身近な地域の方々のお力をお借りする方策も考えて、充実した部活動になるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

2つ目に、今後二、三年のうちには、岐阜地区、岐阜県下でも有数の吹奏楽部に育てる心構 えについて御質問いただきました。先ほど答弁いたしましたとおり、高等学校との指導者交流、 技術交流、あるいは部活動における特別指導者派遣事業、こういった事業が県のほうでは行わ れておりまして、これによる外部指導者や地域の方々の御協力により、生徒のこんな演奏がし たいという願いが実現できるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

先ほど町長もお答えをいただきましたとおり、コンクール等の結果はもとより、何より生徒自身が仲間とともにいい演奏ができた、吹奏楽を続けてきてよかった、楽器の演奏に自信が持てるようになったなど、吹奏楽部の活動を通して、活動の充実感、成就感を味わうとともに、自分の成長に気づいて自信が持てるよう指導の充実を図ってまいりたいと考えております。県下有数の吹奏楽部になるためには時間が必要かと思いますが、これらの取り組みは吹奏楽の技術の向上につながり、学校の自慢、地域の誇りとなると信じておるところでございます。

[5番議員挙手]

〇議長(安田敏雄君) 田島清美議員。

○5番(田島清美君) 前向きな御答弁ありがとうございました。

やはり大変な器具をいただいて、本当にすばらしい楽器とかが各小学校、中学校にあるということで、これを活用して、地域の人たちにこうやって頑張っているんだということを、やっぱり新聞とかに出たり、広報とかに出たりすると、寄附された方というのは大変喜ばれると思うんですね。ですから、本当に今一人のすばらしい先生が見えるということですが、やはり57名を育てるというのは大変だと思うので、ぜひ先ほど町長さんや教育長さんが言われました地域の方のOBとか、そういった方を使っていただいて頑張っていただきたい。また、運動でも

何でもそうだと思うんですけど、指導力というのは大変重要だと思うんです。あと、やはり芸術とかの場合は、いろんな方の刺激を受けるというのが大事だと思うので。

先日、新聞を読んでいましたら、中日新聞なんですけれど、岐阜市京町の岐阜中央中学校で、地元ゆかりの芸術家を呼ぶウエルカムアーティストというのが、市が主催であったらしいんです。そこでは、米国ロサンゼルス在住のサックス奏者、要するにそこに住んでいた方がサックス奏者になって、44歳の方なんですけれど、演奏を楽しまれて、17歳で渡米された人なんですが、やはり英語が通じなくて苦労したという体験話をされて、でも、苦労はしてでも何とかなるやろという感じで行かれて、今こういったサックス奏者になっているというのを披露されたんですって。3年生の女性なんかは、今後の進路に悩んでいたけれど、すごく励まされたというようなコメントも書いてあるんですけれど、やっぱり中学校の行事の中でそういったものを入れてもらったりとかすると、みんなが頑張っていこうというふうになると思うので、そういった取り組みとかは今後考えられているのかなあということだけ、ちょっと教えていただけますか。

- 〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 音楽に関しては、笠松町には、東京芸術大学に在籍してらっしゃいます、すばらしい演奏家がいらっしゃいますので、こういう方を御招待して、子供たちにその情操、それから強い意志を持って人生を切り開いていっている方々のその意志を含めて、子供たちが学ぶ機会をつくりたいというふうに考えております。

先般、笠松中学校では、松波病院の訪問を何人かの生徒がさせていただいて、最先端のダビンチを実際に生徒が扱って、そして実習体験をさせてもらいました。生徒の2人は将来医者になると、こう言って、感想文を書いていた子供もおりました。それから、本年度から始めました立志塾というのが、まさにその願いを子供たちに届ける事業でございまして、今、宇宙環境の先端を歩んでらっしゃいます名古屋大学の田島教授を初めとした笠松町出身の高い能力、技術を持っていらっしゃる方々に、その思いと、それから子供たちの期待を話していただく機会については、今後も十分検討してその充実を図り、多くの生徒がそういった体験を享受できるような、そんな教育を目指してまいりたいと思っております。

- 〇議長(安田敏雄君) 田島議員。
- **〇5番(田島清美君)** ぜひ、小さな町笠松町ではありますが、光る子供たちが出てくるように、 今後とも御協力のほうをよろしくお願いします。

次に、交通安全対策についてお聞きいたします。米野坂路拡幅改良の進捗状況で、2軒以外 に工事に支障がある人は何人いるのか具体的に教えていただきたいです。

- 〇議長(安田敏雄君) 奥村建設部長。
- **〇建設水道部長兼技監(奥村智彦君)** さきに答弁させていただきました2軒以外に、工事の支

障がある人は何人いるかというような御質問についてでございますが、現在の計画では、ピア ゴの交差点から南に、堤防に向かう道路の突き当たりの2軒におきまして、用地買収及び建物 補償が必要になってきます。

[5番議員举手]

- 〇議長(安田敏雄君) 田島議員。
- **○5番(田島清美君)** それで、その人たちの協力というのは得られそうなのか、教えていただきたいです。
- 〇議長(安田敏雄君) 奥村部長。
- ○建設水道部長兼技監(奥村智彦君) 支障ある人たちの協力が得られそうかという御質問でございますが、地権者とまずお話をする前に、町として課題が2点ございまして、1点目が、木曽川上流河川事務所との協議の中で、町のほうとしては費用負担が少ない堤防の切り下げをして堤防を広げるというような予定をしていたものが、堤防本体への影響が考えられるというようなことで、盛り土での拡幅というような御指導を受けたことによりまして、擁壁等の設置等の費用面での増額が出てまいりました。また2点目としましては、坂路の下に水路がございまして、その水路の交差点改良をするわけでございますが、その部分に木曽川右岸流域下水道の長良川幹線の放流口がございまして、その施設の移動等に多くの費用がかかるというような問題も出てきましたもので、現在、費用負担の軽減等の課題を再検討しているところでございます。そういった課題が解決すれば、見込みがついた段階で建物補償や用地買収の交渉を進め、その中で地権者の皆さんには事業の必要性を十分理解していただき、また協力していただけるよう御説明していきたいと思っております。

[5番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 田島議員。
- **〇5番(田島清美君)** ありがとうございました。それで、とりあえず空き家の跡を自動車がすれ違えるようにするというふうにお聞きしているんですけど、国交省の了解は得られそうなんですか。
- 〇議長(安田敏雄君) 奥村部長。
- ○建設水道部長兼技監(奥村智彦君) 国交省の了解につきましては、現在の坂路も国交省の占用許可をいただいて利用しているものでございます。空き家を取り壊した跡地の拡幅につきましては、安全対策上のことでありますし、また盛り土で行うというようなことでございますので、堤防本体に影響がないというようなことで、占用許可の変更は可能だということをお聞きしておりますし、また木曽川第一出張所のほうの費用でそういった盛り土はしてもいいよというような内諾も受けているところでございます。

[5番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 田島議員。
- ○5番(田島清美君) 何となく明るい見通しがついているということで、ぜひ地元の地域の人からも、あそこの坂路何とかしていただきたいという要望はよくいただきますので、よろしくお願いいたします。

あと済みません、街灯のLED化のことについて、先ほど3地域を順番にかえていくという ことをお聞きしましたが、この取りつけの業者というのは町内の業者を使っていただけるのか、 ちょっとその辺だけお聞きしたいんですが。

- 〇議長(安田敏雄君) 奥村部長。
- ○建設水道部長兼技監(奥村智彦君) LEDの交換につきましては、3地区均等に取りつけるように、今考えております。そこで、町内業者というようなお話が今ありましたんですが、工事内容につきましては、町内業者で十分できるものでございますので、今後総務課の契約担当とその辺を詰めていきたいと考えております。

[5番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 田島議員。
- ○5番(田島清美君) あと最後にちょっと質問なんですが、いつから工事を始めて大体いつに 終わるのかだけちょっと教えてください。
- 〇議長(安田敏雄君) 奥村部長。
- ○建設水道部長兼技監(奥村智彦君) 4月早々に契約して、6月ごろから始めさせていただくというような答弁を町長さんからさせていただきましたが、担当のほうとしましては、なるべく早く取りかえれば取りかえるほど電気代が安くなりますので、請負業者と相談して、なるべく早く交換が全部終了するように考えていきたいなあと思っております。

〔5番議員挙手〕

- ○議長(安田敏雄君) 田島議員。よろしいですか。
- ○5番(田島清美君) 済みません、ありがとうございます。
 以上で、一般質問を終わらせていただきます。
- ○議長(安田敏雄君) この際、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時15分

〇議長(安田敏雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

- 一般質問を続けます。
- 2番 古田聖人議員。
- **〇2番(古田聖人君)** 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただ

きたいと思います。

今回のテーマは図書館を使ったまちづくりであります。

それでは、質問書を朗読させていただきます。

ことしは、地方創生元年と言われております。政府から見た場合、アベノミクスの恩恵が及ばない地方を活性化することによって、日本経済の底上げを図る狙いがあるようで、さまざまな補助金や交付金が用意されております。しかし、本当の意味で地方が元気になるには、国から政策メニューやお金が与えられるのを口をあけて待っているだけでは不十分だと思います。自分たちの持つ資産や強みを生かし、知恵を絞った取り組みが求められるのではないのでしょうか。その強力なツールになると期待できるのが図書館です。なぜ図書館なのか。

図書館は老若男女、誰でも利用できる最も開かれた公共施設だからです。実際に、既に全国の自治体では図書館を生かしたまちづくりに挑戦しているところが幾つもあります。例えばツタヤを展開するカルチュアコンビニエンスを指定管理者に指定し、館内にスターバックスなどを併設した佐賀県武雄市。約1万冊の絵本をそろえたことにより、絵本のまちとして年間60万人もの観光客の集客に成功した北海道剣淵町などは、図書館によってイメージアップに成功した事例と言えるでしょう。

では笠松町はどうでしょうか。残念ながら笠松町には中央公民館や松枝、下羽栗の各公民館に図書室はあるものの、図書館はありません。ちなみに、岐阜県内で図書館がないのは8町村だけ。さらに岐阜市近郊、あるいは人口2万人以上の市町村という条件でくくった場合、笠松町だけが図書館を持っていないことになるそうです。

笠松町は歴史と文化のまちであり、文芸祭などを見ても、町民の文化レベルの高さが伺われます。また小・中学校では、光文庫によって図書室が質・量ともに充実してきました。にもかかわらず、地元に図書館がないというのは余りにも寂しいと言わざるを得ません。

そこでまず町長にお尋ねします。このような図書館がないという現状を、どう考えています でしょうか。

次に、現在の中央公民館の図書室を中心に論を進めたいと思います。

今回の一般質問に当たり、図書室を訪れ、公民館長や担当職員からも話を聞きました。それによりますと、現在の3図書室の蔵書数は約5万2,000冊。25年度の年間貸出者数は8,147人。年間貸出数は2万4,367冊。これを一番規模の大きい中央公民館の図書室に絞って見ますと、蔵書数は約3万8,000冊、貸出者数は7,488人、貸し出しの本の数は2万2,339冊となります。つまり、1日当たり中央公民館の図書室で本を借りる人は20人ほどとなります。利用状況としては低調と言わざるを得ないと思います。

その原因の1つとして、やはりほかの市町の図書館に比べ、蔵書数や蔵書の内容、閲覧や書庫のスペースにおいて見劣りすることが影響しているのではないでしょうか。笠松町の場合は、

町内に1軒も本屋さんがないという状況を踏まえると、図書館の開設ニーズは大きなニーズだ と思います。

そこでお尋ねします。現在の中央公民館の図書室を図書館に格上げするためには、どのようなことが必要になってくるのでしょうか。具体的な必要事項を教えてください。

さて、ここで少し視点を変えてみたいと思います。

私自身は笠松町に図書館を願う者の一人ですが、現在の財政状況を考えた場合、新しく図書館を建設するのは非常に難しい問題であることも重々認識しております。とりあえず、今できる改善策に取り組み、じっくりと調査・研究をした上、将来的に笠松町らしい図書館をつくるのが得策であり、現実的ではないかと思っております。

例えば、改善策としては、中央公民館の図書室に開放感が出るように整備することを求めたいと思います。現行では、出入り口が扉1枚な上、数少ない窓も陳列棚等で塞がれていることから、通路側から室内の様子が見えず、入りづらいだけでなく防犯上の不安も感じます。出入り口を大きなガラス扉にしたり通路側に窓を新設するだけでも、入りやすい開放的なイメージが出て、利用者もふえるのではないでしょうか。

また、蔵書も単にベストセラーや一般書をそろえるだけではなく、差別化を図るという意味からも特色を出していくべきでしょう。笠松町の場合ですと、道徳のまちにちなんで、絵本や童話を充実させる、あるいは6月オープンする歴史未来館に関連して、宇宙航空関連のコーナーを生かすのもおもしろいかもしれません。こうしたハード、ソフトの面を充実させたところで、建て直しの機運が高まっている児童館に新図書館を併設するという方法も視野に入れたらいかがでしょうか。

そこで町長にお尋ねします。新しい図書館についてどのような構想をお持ちなのでしょうか。 また、現行の図書室の改善策、蔵書に特色を出すという考えについての御見解をお示しください。

さて最後に、笠松町主催の文芸賞、エッセー、感想文コンクールの創設について取り上げます。

今回は図書館を生かしたまちづくりを主題に質問をしておりますが、その実現には、笠松町が文芸や読書に力を入れているというイメージを積極的に町内外に発信していく必要があります。既に小・中学校では朝読書や感想文にも力を入れております。一般でも、俳句や短歌に親しんでいる人も多く、文学的な土壌は十分にあると思います。そこで笠松町が中心になり、例えば川をテーマにした短編小説、短歌や俳句、あるいはエッセーなどを全国から募集する。さらにコンクールの入賞者を町に招き、盛大に表彰式を行うことで、笠松町の文化レベル向上だけではなく、町のリバーサイドタウン構想のPRにもつながり、ひいては笠松町を訪れる人や定住者もふえるのではないかと期待しております。町長の御意見をお聞かせ願えたらと思いま

す。

以上で、1回目の質問を終わります。

- ○議長(安田敏雄君) 2番 古田聖人議員の質問に対する答弁を求めます。
 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、古田議員さんからの、図書館を使ったまちづくりについての数点の御質問でありますが、まず図書館がないことの現実についてのお尋ねがございましたが、笠松町の第5次総合計画の基本方向にありますように、生涯にわたって楽しく学べるまちの実現に向けて、生涯学習に取り組める環境づくりや、あるいは多様な生涯学習機会の提供をさらに充実していくことが必要だと考えております。現在、図書室の利用を促進するために、いわゆる利用者の要望などにできる限りお応えすべく、県図書館との連携や、あるいは他の市町との相互の貸し借りなど、図書室の充実を図っているところでありますが、御質問にあるように、町民の方々の文化レベルの高さを認識した上で、蔵書内容や、あるいは図書の選択方法についても、町民の皆さんのニーズに応えることができるよう努力をしているところでもありますが、今後もより一層この図書室の充実を図って、町民の文化教養の向上に向けて積極的に取り組みを進めてまいりたいと思います。なお、図書館につきましては、当然厳しい財政状況の中での対応でありますが、以前より図書館についての思いは私も持っておりますが、そのことに関してはこれからまた中長期的な観点から、図書館の建設については調査・研究をしてまいりたいと思っております。

また、現在の図書室を図書館に格上げするための方法についての御質問でありますが、まず図書館と図書室の違いとしては、これは図書館というのは図書館法に基づいて設置や運営をされておりますが、図書室は社会教育法に基づいて公民館に図書や資料などを備えているものでありますが、いずれも住民の皆さんの教養の向上を図って、生活文化の振興に寄与することを目的としておりますが、この図書館を設置するためには、まず図書館法において設置する団体で条例を定めることや、あるいは司書資格を持った専門職員を配置することになっておりますが、この日本図書館協会において、最小規模の数値目標として、いわゆる蔵書の冊数が5万冊、そして専任職員が3人、延べ床面積が800平米と示されております。したがって、法的には条例を定めて、司書資格がある職員を設置することで、図書館に格上げすることは可能ではありますが、図書館法に沿って運営していくためには、学習ができるスペースを確保するなど、現在の状況の中では、蔵書数や、あるいは延べ床面積からいって、大変難しい状況であります。

そして、図書館の構想についても、児童・生徒などの若い方から、あるいは高齢の方まで、 また町外の方々など多くの方々が訪れていただけるような図書館にしていくことが大変望まし いことだと考えております。しかし、御質問にあるように、図書機能のみならず、やっぱり多 種多様な機能をあわせ持った複合施設や複合スペースを整備しながら、その一角に図書館とい うものを設置することも、これは将来一つの方法であると思っております。このようなことから、中長期的な観点からも、あるいは財政面からも考慮し、議会の皆さんの御意見や住民の 方々の声を聞きながら、この笠松町にふさわしい図書館というものを考えてまいりたいと思っております。

この図書室のいろんな改善策についての御意見がございましたが、現在の図書室については、 この図書室を利用しやすくするために、チラシや、あるいはいろんな方法で創意工夫している ところでありますが、明るい笑顔で出迎えて、明るい環境づくりに今も心がけているところで あります。なお、この図書室のいろんな改善策につきましては、小修繕で、あるいは改修可能 な箇所から、これは対応を考えてまいりたいと思っております。

また、蔵書についてでありますが、これは利用者の年齢別から見ていくと、10代から20代の若者の利用が少ないことから、やはり青年層が望んで読みたいという図書や、あるいはお子さん連れの方が一緒に読めるような児童図書を充実していかなければならないんではないかと考えております。さらには、議員が質問で言われたように、笠松の特徴を生かしたような、例えば道徳のまちの笠松コーナーや、あるいは競馬関連のコーナー、あるいは航空宇宙のコーナー等、笠松町にちなんだ図書を強化しながら、笠松町の特色を出していけるような図書室となるように努めてまいりたいと思っております。

最後に、現在小・中学校の笠松町の主催する文芸賞や感想文コンクールの創設についての御質問であります。この小・中学校の児童・生徒を対象に、現在、町の文化協会主催の文芸祭や、ぎふチャンラジオにおける光文庫の読書感想文の朗読などを実施し、表彰をされております。このようなコンクールについては、笠松町内外にPRできて、来訪者やあるいは定住者が増加することが期待できる一つのツールであることは認識しておりますが、このようなことが足がかりとなって町主催のコンクール創設へとつながっていけば、これは町民文化の向上の方策になるんではないかと考えております。今後、この各種団体等が実施している状況や、あるいは町民の皆さんの要望を把握しつつ、このことに関しても調査・研究をしてまいりたいと思っております。

[2番議員挙手]

〇議長(安田敏雄君) 古田聖人議員。

○2番(古田聖人君) 御丁寧な答弁ありがとうございました。

私自身も町の財政状況はよく理解しているつもりでありまして、すぐにつくれつくれという わけではございませんが、ただですね、最近笠松町が行ってきました、いわゆる公共事業を見 ていきますと、サッカー場の建設しかり、あるいは笠松中の体育館は文化施設も併用されてい るんですが、そのほか運動場とかサイクリングロードとか、どちらかというとスポーツ系とい うか、体を動かすような施設が中心で、バランスをとる意味でも、そろそろ文化的な公共施設、 図書館にも力を入れたらどうかと、そういうふうに思っている次第であります。特に先ほどの質問にも取り上げさせていただきましたが、図書館というのは老若男女誰でも利用ができる最も開かれた公共施設であります。折しもきょうは東日本大震災のメモリアルデーということもあり、今後ますます地域の住民の方々が交流する場、きずなを強める場が必要となってくると思うんですが、そういった意味で、地域コミュニティーの中核施設としての図書館の活用が期待される時代に来ているのではないかと思うんですが、町長そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

〇議長(安田敏雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) おっしゃったというのは、私も十数年前に就任して以来、図書館や文化会館等の思いや希望はありましたし、現在、今のような御質問のあるとおり、道徳のまち、文化のまちである笠松町にふさわしい図書館というのは、今でも必要だと思っております。それは、私は町長としてこの笠松町の今の文化やそういうものの対応できる図書館や文化会館と同時に、やはり皆さんの生活を守る行政の長として全体を考えながら対応を進めてまいりました。これからも図書館と同時に、御承知のように、私どもの持っている施設、いわゆる町民体育館にしても中央公民館にしても、そしてまた御承知のような給食センターにしても、児童館にしても、全ての対応を考えなければならない施設を抱えておるわけであります。その中で、これからじゃあどういう方向でどういうものを優先してやっていくかということを、これは財政計画を立てながらやらないと、話は全く空論になりますから、そういう財政計画を立てながら中長期的に何を優先してやるべきかということも、やはりしっかりその中で議論をしながら住民の皆さんの意向を酌み取りながら、一歩一歩進んでいきたいという思いであります。

その中で、今言われた、今の図書室を図書館に格上げすることは、床面積からしても800平 米以上が一つの条件ですから、今240ちょっとの平米数ですから、物理的に今のところではや はり無理があるだろうということや、いろんなことを考えてみますと、やはり中央公民館をこ れから将来、耐震やいろんなことでさわることも含めたときに考えられるのか、あるいは全く 別に文化会館や、あるいは図書館を併設した施設をどこかへつくるのかということも含めて、 これは本当に基本的に議会の皆さんと、あるいは住民の皆さんと打ち合わせながら財政計画に 照らして対応していくことが、これからの我々の責務ではないかと思いますので、図書館につ いての熱い思いは古田議員からお聞きしたとおり、私もよく理解しておるつもりでありますの で、またこれからも御理解や御指導いただければありがたいと思っております。

[2番議員挙手]

〇議長(安田敏雄君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) 非常に前向きなお考えありがとうございました。

複合型も含め、とりあえず今の現状の図書室を図書館に格上げするのは難しいので、新たに

施設をつくるという方向性だというふうに認識させていただいたんですが、ただいま町長の答 弁にもありましたように、今の財政状況を考えると、来年とか再来年とかすぐには難しいのが 現実的だと思います。

そこで、とりあえずは現状の中央公民館の図書室を少しでも明るく、そして利用者の便宜性を向上させるために改善が必要になってくると思うんですが、具体的に、先般、図書室を訪れさせていただいたときの印象としましては、今の図書室の入り口の付近、通路側なんか真っ白で、何か病院みたいな無機質な感じで、それこそ何度も公民館を訪れている人も図書室の存在さえも気づかないんではないかというくらい、余りそういうふうに積極的にPRされていないような感じを受けました。もっと誰でもが、初めて来た人も、あっここに図書室があるんだなあ、入ってみたいなあと思うような工夫、例えば入り口や通路の壁にイラストを描いたり、あるいは新刊の紹介ポスターを手づくりのポップで入り口に張って、興味を引くような、そういった取り組みですね、それでしたらそうお金もかけずにアイデアーつで幾らでもできると思うんですが、そのような方向性というか取り組みについて、町長のお考えをお願いします。

〇議長(安田敏雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) たしかに今の図書室は、今御指摘いただいたような環境にあるようでありますので、その辺のことは、今できることをすぐやることは対応していきたいと思います。ましてや先ほど川島議員からも質問があったように、これからのいろいろな障害者の方への利用しやすい施設としては、今のような開け締めじゃなくて引き戸じゃないと入りにくいこともあるようでありますし、また図書室に対して、つい最近住民の皆さんからも似たような御要望もいただいておりますので、今言った我々の財政に過重な負担がかかからない範囲で、できることはすぐやっていきたいと思っていますので、またちょっとその辺のことは検討させていただきたいと思います。

[2番議員举手]

〇議長(安田敏雄君) 古田議員。

〇2番(古田聖人君) ありがたく思います。ぜひとも、少しでも利用者の方が喜ばれるような 改善策をとっていただきたいと思います。

次に、運営方法について少しお尋ねしたいと思います。先進的な自治体などを見ますと、図書館の運営に住民の方々やNPOの方々が積極的にかかわっているというお話をよく耳にします。まさしく住民協働による図書館づくりだと思うんですが、また一方で、図書館側も利用者の興味を引きつけるような催しとかキャンペーンを展開しているところも多いそうです。笠松町の中央公民館ですが、そちらの図書室ではこれまで住民の方々が協力しているようなイベントは行われているのか。また、図書室側が主催するような催しはあったのでしょうか。そのあたりの実情を御説明願います。

- 〇議長(安田敏雄君) 大橋総務部長。
- ○総務部長兼教育文化部長(大橋雅文君) 図書館の活動、イベント的なものという御質問でございますが、現在は図書室のボランティアとして「かみふうせん」の皆さんが活動をされております。その中で、子供たちに絵本やお話を好きになってもらうということを目的といたしまして、おはなしかい、それはブックスタートといった活動が行われております。

具体的に申し上げますと、中央公民館の音楽室におきまして、年に9回おはなしかいが開催されております。絵本や紙芝居の読み聞かせのほかに、お薦めすべきような本、お子様にどんな本を読んで聞かせたらいいかと、そういった本を紹介したりされております。また、おはなしかいは小学校や保育所、こういったところでも行われておりまして、各小学校別に申し上げますと、笠松小学校では11回、松枝小学校では17回、下羽栗小学校では11回、年齢に応じた本の読み聞かせを行っておられます。そのほか乳児検診、3カ月から4カ月の乳児の検診の際、それとか育児相談のときには、初めて読む絵本の読み方、それとお薦めできるような本、こういったものを紹介いたしまして、ブックスタートというような活動が行われております。以上です。

[2番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) ありがとうございました。非常に地道な活動ではございますが、こうした地道な努力が小さな子供が本を好きになるような環境につながっていくと本当に期待していますが、ただこれを、より継続そして発展させるためには、何よりも人材育成が必要になってくるのではないかと思います。幾ら新しい図書館、立派な図書館をつくって、たくさんの本を入れても、本のことを知らない職員が携わっていては、文字どおり「仏作って魂入れず」の状態になってしまうおそれが十分にあります。

そこでお尋ねしますが、今後、町の職員の新卒、あるいは中途で採用する場合は、図書館司書の資格を持っている人や、もしくはこういった図書施設で働いた経験のある方を積極的に採用するようなお考えというのは今の時点ではあるのかどうか、そのあたりの見解をお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(安田敏雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) いろいろ前向きな御質問でありがたいですが、私どもの町にも、人数は 僕は確認できなかったんですが、今聞いた中では、図書館司書の資格を持った人が二、三人お るようでありますから、当然今の図書室の方もそうだと思います。そのようなことをまた充実 しながら、将来に備えてやはり今言われた展望を持ちながら考えて進みたいと思っております。

[2番議員举手]

〇議長(安田敏雄君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) まあ3人くらいいらっしゃるということなんですが、3人だけですと図書館になった場合、ずうっとこの方は定年まで、図書館勤務ということになりますんで、やっぱりそういうふうに職員の交流も含めまして、やはりもっともっと数をふやす。別に職員ではなくてもそういった嘱託の方でも、あるいはボランティアの方でも、本の好きな方にどんどん積極的に携わってもらって、自分たちで手づくりでつくっていく、そういう図書館が笠松町にはふさわしいのではないかと、そう思っている次第でありますので、またその節はよろしくお願いしたいと思います。

次に、町主催の文芸コンクールについてお尋ねしたいと思うんですが、その前に、岐阜県出 身の今活躍されている作家や脚本家の方がどのくらいいるかちょっと調べてみましたので、紹 介してみたいと思います。

まず筆頭に上げられるのは、半沢直樹シリーズでおなじみの池井戸潤さん。この方は八百津町出身です。そして、直木賞作家の奥田英朗さん。これは岐阜市の方なんですが、非常に私もよく読んでいるんですが、ミステリーでよく売れる本を書かれております。そして同じく直木賞を受賞しました朝井リョウさん。この方は大垣市出身で、映画化にもなったと思いますが、「桐島、部活やめるってよ」、ごめんなさい、垂井町出身だそうです。そして、あと、大垣市でミステリーや歴史小説に定評のある鈴木輝一郎さんとか、あとミステリー評論の大御所であります小鷹信光さん。そして脚本家でいきますと、キムタクのドラマなんかの非常に高視聴率の脚本を手がけていらっしゃる北川悦吏子さん、美濃加茂市など、そうそうたるメンバーが岐阜県の出身で、第一線で活躍されていると。これは調べてみて私も初めて知ったんですけれど、まさしく今の岐阜県は作家の宝庫なんですが、残念ながら今のところ笠松町出身で現在も幅広く活躍されている方がおりません。ただ、先ほども申し上げましたように、笠松町は非常に文芸に対して興味のある方がたくさんおられますし、個々のサークル活動とかそういった個人的にも活動されている方がいらっしゃいますので、そういう土壌は備わっていると思っております。

コンクールに関しましてですが、いきなり小説とかエッセーで作品を募るというのは、審査員の選考とか何かのことも考えますと難しいかもしれませんが、例えば比較的裾野の広い俳句とか短歌などのコンクールなんかはどうかなあというふうに私今思っているんです。具体的には、みなと公園とか役場などに投句箱を設置して、そこに川とか馬とか季節のテーマで作品を募集し、優秀作を選んで表彰して、その作品をホームページなどで紹介する。こうしたことを通しまして、笠松町の文化レベルの高さも十分PRできる機会になると思いますし、またこうした取り組みによって、笠松町が文芸とか図書館とか読書に力を入れている、そういったことを町内外に示すきっかけにもなるのではないかと思いますが、町長にお尋ねしますが、文芸を生かしたまちづくりについて、今、町長はどのような考えをお持ちなのか、そのあたりの率直

なお気持ちをお聞かせ願えたらと思います。

- 〇議長(安田敏雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今の文芸祭や、あるいは文化協会が主催してやってみえるいろんな催しや、あるいは美術展やいろんなものに絶えずお邪魔をさせていただいていると、本当に笠松町の住民の人の文化の高さというか、そういうことの裾野が広いことが本当に作品を見てよく感じるのが現状であります。今言われたように、小学生のいろんな文芸祭に参加している作品もいっぱいありますが、そういうことも含めて、私どもがこのまちに持っているそういう文化の高さや、すばらしい多くの人材が見えることを発掘するためにも、何かいい方法があれば、また文化協会等ともよく相談をし、また検討しながらそういう文化の向上に努めていきたいと思っております。今は何ができるか、あるいはどういう方法でやれるかはまだ具体的には私の頭の中には入ってないんですが、今言われた方向の検討や対応を考えていくことは大事なことだと思いますから、まずそういうことを手がけられるように、町民の皆さんの御要望も把握しながら調査・研究していきたいと思っています。

[2番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 古田議員。
- **〇2番(古田聖人君)** ありがとうございました。こうした文化的資産、人的資産をまちづくりに生かさないと非常にもったいないような気がします。笠松競馬は名馬・名騎手の里というキャッチフレーズですが、これから笠松町も、本や作家のまちというような称号を外から与えられるように、頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

- **〇議長(安田敏雄君)** 御苦労さまでした。
 - 一般質問の途中ですが、この際1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分 再開 午後1時30分

○議長(安田敏雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

午前に引き続いて、一般質問を行います。

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問を通告順に従い、させていただきたいと思います。

1つ目は、子宮頸がんワクチンの副作用についてです。

子宮頸がんの発生には、ヒトパピローマウイルス (HPV) と呼ばれるウイルスに感染することで、がんになるといわれています。子宮頸がんの患者さんは年間1万人ぐらい、2008年の

記録ですけれども、年代別には20代後半からふえて40代以降は横ばいとのことですが、子宮頸がんで亡くなる方は年間3,000人程度だといわれています。

子宮頸がんを予防する方法として、予防ワクチンの接種が日本では2009年(平成21年)の12 月から始まり、2010年(平成22年)に国の助成制度ができ、2013年(平成25年)4月に法律に 基づく定期接種化となりました。

当町は平成23年2月から、中学1年から高校1年を対象に接種が行われました。

赤旗日刊紙によりますと、2014年3月末までに推計338万人が接種し、約2,500人が国に副作用として報告されたとのことですが、厚生労働省の接種の積極的呼びかけを中止されたのが2013年(平成25年)の6月でした。

皆さんの中にも、テレビ等で子宮頸がんワクチンの副作用について放映されたりして御存じと思いますが、子宮頸がんワクチン接種後の副作用の一例ですが、中学2年から3年にかけてワクチンを接種された、名古屋市の現在高校3年生の方ですが、異変に見舞われたのは高2の9月。突然、左手足に力が入らなくなりました。バスケット部の活動もできなくなり、幾つもの病院でさまざまな検査を受けましたが、結果は異常なし。思春期特有の心の問題ではないかと言われ、精神科を受診。精神科では先生に「部活を休みたいからこういう体にしているんでしょ」と言われたりし、原因がわからないまま高3の6月、急激に症状の悪化後、毎晩のように全身のけいれんに襲われ、過呼吸、意識消失。そして隣の県の病院に入院中に車椅子生活となり、一時期数字や平仮名が読めず、九九までできなくなり、左耳が聞こえず、左目が見えなくなりました。また母親の顔がわからないことがあったり、親に敬語で「おなかがすきました」と言うので御飯をつくると「毒を入れないでください」と言うなど、恐ろしいこともあったそうです。

この病院入院中に、子宮頸がんワクチンの副作用の疑いがあると言われたのは、ワクチン接種から2年後だったということです。接種から時間がたって、手足の痛みや脱力、震え、歩けないなどに加え、学習障害、記憶障害、睡眠過剰症などの症状もあるとのことです。

このワクチンには、未知の異常が隠されていると考えられると、厚生労働省研究班代表の信 州大学教授の池田修一さんが述べられておられます。

笠松町では平成23年2月から、中学1年生から高校1年を対象として始まったと思いますが、接種状況をお尋ねしましたところ、2011年には129人、2012年には632人、13年には487人、14年には46人、15年の1月現在ですが4人ということだったと言われましたが、その副作用についての申し出があったのかどうなのか、お尋ねします。

また町では、副作用についての把握はどのような方法で行われているのか、お尋ねします。 副作用が出た場合の支援については、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

2つ目に、福祉医療費、子供の医療費の助成の、対象年齢の引き上げについてでございます。

全国各地で、子供の医療費の無料化の取り組みが進められ、国におかれても就学前まで窓口 負担を2割に引き下げられ、岐阜県でも就学前まで2分の1補助にしていただくことで、県下 での全市町村が、中学卒業まで、入院・外来とも無料化が実現しました。そして高校卒業まで は、入院・外来とも無料化が8自治体、入院のみが1自治体で、拡充が進められています。

患者の窓口負担の割合によって、どれだけ医療需要が抑制されるかを示す「長瀬指数」というのがあるそうですが、それによりますと、窓口負担が無料の場合100%、1割になりますと0.848、2割になりますと0.712、3割の場合0.592と、窓口負担が多くなれば受診抑制は進みます。

誰でも、このような受診抑制のない医療制度になるとよいと思っていますが、特に子供は、 親や社会を選ぶことができません。また、子供を産み育てられる社会の構築の一助としても、 高校卒業までの無料化を進めることに意義があると考えます。町長のお考えをお尋ねします。

また岐阜県においては、県の就学前までの2分の1補助や国の2割負担をもっと充実させて いただくことで展望も開けると考えますが、この点についてどのように考えられるのか、お尋 ねします。

次に、文化施設についてです。

私の前に、古田議員さんが図書館について質問をされ、本当にそうだと思いますし、私の希望でもあります。私たちは、長年にわたって図書館と文化会館が欲しいと思ってきました。また、これらの複合施設が欲しいと、視察などもしてきました。そして、岐阜市、羽島市に立派な施設もあり、文化要求の幾らかは満たすことができますが、有料の映画会や、演劇その他を広く町民の皆さんに呼びかけて開催する会場が痛切に欲しいと思っています。

このような文化会館の建設の可能性は、先月、公共施設整備調査特別委員会で、町の現公共施設の耐震化を進めるだけでも大変な経費や必要性など考えても、遠い課題のように考えますが、町長さんはこの課題についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

私は社会教育委員であり、公民館運営審議会委員という立場ですので、社会教育法や公民館法で、中央公民館の利用に当たっては有料による催し物はできないことは承知していますが、今日、中央公民館、松枝公民館等における新年の集いや、町内行事などでの宴会が許可されています。せめて中央公民館の大ホール、松枝公民館の集会室などについて、文化ホールとして有料の催し物を開催することができないかと考えます。検討していただきたいと思いますが、笠松町の特別の事情を鑑みて、検討できないのかお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

- O議長(安田敏雄君) 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、長野議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の子宮頸がんワクチンの接種によって副作用の申し出があったかという御質問ですが、副反応についての申し出というのは、現在、町のほうには出ておりません。

2つ目に、この把握方法についての御質問でありますが、この副反応の報告については、予防接種による健康被害またはその疑いのある患者を診察し、症状を診断した場合には、医師は速やかに厚生労働省宛てにファクスにて報告することとなっております。また厚労省はこの医師からの報告を受理した後、速やかに都道府県に情報提供をし、その都道府県は速やかに市町村に情報提供するということになっております。また町が、保護者等からの定期接種後に発生したいわゆる健康被害に関して相談を受けた場合は、必要に応じて報告書に記入を促して、それを県を通じて厚労省にファクスをすることになっております。

次に、副作用が出た場合の支援についての御質問でありますが、これは国は厚生労働科学研究事業として、この子宮頸がんワクチンの予防接種後に生じた症状について、被接種者とその家族に対して適切な医療を提供するための診療や研究体制を平成25年10月に整備するとともに、岐阜大学の医学部の附属病院等、この子宮頸がんワクチンの予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関を、全国に選定をしておるようであります。またこの定期の予防接種による健康被害が発生した場合は、町は予防接種健康被害調査委員会を開催して、この健康被害に対する情報収集等を行います。その後、町が岐阜保健所に報告をし、この保健所から県そしてまた国へと報告をします。これによって、疾病やあるいは障害認定審査会に諮られて、当該予防接種と因果関係にある旨厚生労働大臣が認定した場合に、町は健康被害の給付を行うこととなっております。

次に、医療費の無料化についての御質問でありますが、子供を対象とした福祉医療費の助成を行う目的としては、第1に、当然のことながら子供の健康の維持やあるいは増進があります。そして子育て家庭への経済的な支援を行って、子育てしやすい環境づくりをするという目的があります。質問の中で「長瀬指数」についてのお話がございましたが、受診が抑制されない制度の実現というのは、これは理想でありますが、保険制度である以上、やはり自己負担が発生するということは避けられないとも考えます。特に国の社会保障の関連費用が増大しておる中で、将来にわたって国民皆保険制度を維持していくためには、一定の負担は避けられないと考えております。そのような状況の中で、15歳までの入院・外来の医療費を無料化することによって、病気の早期発見やあるいは重症化防止が図られており、子供の健康の保持や増進については一定の成果を得ておると考えております。

また、この福祉医療の制度については、重度心身障害者や、あるいは母子家庭、そして父子に対する助成制度もありますし、障害者の方については年齢制限がなく、母子・父子については18歳の年度末までの医療費の助成を行っております。また、家庭環境的に支援が必要と思われる方への制度は、既にこのようにある状態にあります。

子供の医療費助成を18歳まで引き上げた場合、笠松町においては、国保加入者の医療費の実績から推計したところ、少なく見積もっても年間1,000万円の費用が発生してまいります。

子供の医療費助成の対象年齢を引き上げることは、子育て支援策の一つとして意義があると 考えてはおりますが、今、私どもはそういう施策と同時に、放課後児童クラブの拡充など、よ りニーズの高い事業もあることから、子育て支援事業として総合的に判断をしてまいりたいと 思っております。

以上のことから、今すぐ18歳までの医療費の助成については難しいんではないかと考えております。

その次に、県の就学前までの2分の1補助、18歳までの医療費の無料化について、県や国の負担の充実についての御質問でありますが、この県の福祉医療の補助については、県が平成22年3月から策定した行財政改革のアクションプランにおいて補助率の引き下げが行われ、平成22年はその5分の2となってしまいましたが、翌年の23年度には100分の45に戻り、25年度からは2分の1と、引き下げを前の水準に回復をしている状況であります。また、この保険医療制度における自己負担割合については、平成20年度より就学前の子供の負担割合が3割から2割となっていますが、現在、国においては、社会保障と税の一体改革が進められておりますので、全世代対応型の社会保障制度を構築すべく、今、改革を進めているところであります。このように、国や県においても厳しい財政状況の中、制度を充実してきているものではないかと思っております。ただ、その保険制度における2割負担の対象年齢の引き上げについては、引き上げられることにこしたことはありませんが、財政状況及び社会保障全般のあり方を見ながら検討されていくものと考えております。しかし、私どもは県の補助については、現在も岐阜県の町村会を通じて対象年齢の引き上げなどを要望しておりますし、引き続きこの要望を続けてまいりたいと思っております。

次に、文化会館の建設についての御質問でありますが、公民館の利用者の方々が、住民協働の精神のもと、既存施設を創意工夫しながら最大限に有効活用していただいております。今後もさらに町民の方々の文化・教養を高めていくためには、文化会館の建設も考えの中の一つであります。しかしながら、財政状況もありますので、当分の間この公民館などを活用していただけるよう、既存施設の充実を図っていきたいと考えております。また将来的には、公共施設の全体的な見直しの中で、議会の皆様初め町民の方々の御意見を賜りながら検討をしていきたいと思っております。

そして最後に、中央公民館の有効活用についての御質問でありますが、この公民館は施設を広く一般に開放して、地域住民の社会教育活動などに利用されることが重要な任務と位置づけておりますが、社会教育法の第23条第1項第1号は、公民館みずからが営利行為を行うことを禁止するとともに、特定の営利事業への支援を禁止することによって、公平な施設利用を図ろ

うとするものであります。

平成25年3月には、文部科学省の生涯学習政策局から法第23条第1項第1号の趣旨として、公民館が営利事業にかかわることを全面的に禁止するものではないと改めて周知があり、利用者の取り扱いに差異が生じないこと、そして使用する目的・内容によって適正に判断する基準として、公民館使用許可に関する取り扱いを定める自治体もあることから、私どももより公平な施設利用を図るために、その基準づくりに向けた研究を進めてまいりたいと思っております。

[10番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ありがとうございました。

まずは子宮頸がんワクチンの副作用の関係ですが、申し出によるということが基本になるようですけれど、結果としては。またはそのお医者さんの診察を受けて、そこから気づかれていくということと、それからもう一つは、このワクチンの、日ごろ私たちがインフルエンザだとか、いろんなワクチンをやるのに比べて、発症するのが、ワクチンを打ってから時間を経過してからという特徴があるようですので、私は笠松町のこれまでに行われた人たちに対して責任を持つ意味でも、またなかなか申し出にくい結果でもあると思いますので、年ごろからいっても、また今後の結婚生活に至っていく過程の中でいえば、なかなか言いにくい部分があったりするようですし、また、先ほどのように精神障害のように言われたり、それから原因がわからなかったりすることもありますが、一度アンケートを、打たれた方を網羅できるように、福祉健康センターで控えがあるようですので、この方たちに、そんなアンケートのような形で、大丈夫なのか点検できないのかと私は思いますが、その必要性についてはどう考えられますか。

- 〇議長(安田敏雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) これは我々のところに申し出ることだけではないことでありますから、接種した後、体に異変があったり心配なことがあったりしたときには、やはりまずお医者さんに行かれると思いますので、その医者が察知したときには、もう、すぐいろんな対応は進められることでありますが、アンケートでわかる部分があるのかどうかはちょっとわかりませんが、その辺のこと、ちょっと一回どういう状況なのか、アンケートで我々に言ってもらうことと、その結果から我々が想像つくこととは違うと思いますので、ちょっとそこら辺は勉強させていただきたいと思います。

[10番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) それがまず一つです。というのは、時間の経過が2年もたってからそんなふうになり、そして障害を持った形で、治っていく可能性も含めて、なかなか難しいようなところがあるようですので、できたら見守っていくということも一端として必要ではないか

と思いますが。どんな方法がいいとか、それでどうなるということでもないですけれど。やは り責任をとるというか、笠松町の子供たちに責任をとるということで、勧めるときは役場でワ クチンを勧めたわけですので、制度もつくったわけですので。いつでも相談に乗る窓口があい ているということだけでも知らせるような形はとるべきではないかと思いますが、その点はど うでしょうか。

- 〇議長(安田敏雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今言われたような意味での、いわゆる啓蒙というか、そういうことをお伝えすることは、それはやらないよりはずうっといいと思いますから、どういう方法で何を言っていいかはわかりませんが、今言われた方法は、とれないことはないと思いますので、検討してみたいと思います。

[10番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) 先日、行政無線でたまたま、このワクチンについての、今の呼びかけをなさっていましたので、あわせてちょっと、いつでも福祉健康センターでは受け付けますのでというぐらいのことでもいいかと思いますが、この質問を通告した後にそんな放送がされているのを聞いて、それにもうちょっと加えるだけでいいんだけどなあと思いましたので、その辺は研究をして、是非心配のないようにしてあげて欲しいと思います。

それから、もちろん厚生省独自でその危険性なども書いたものから、インターネットで引きますと、これから訴訟の準備などもありますけれども、幸い笠松町では今のところそういう方は出ていないということで、何の対策もないわけですけれど、他の自治体によりましては、その人の将来が狂っていく問題でもあるし、それからお子さんであっただけに、家族全体の暮らしにも影響をしてきていて、そのためにと、それから厚生省がその因果関係をはっきりして、あなたの場合にはそのワクチンによってですよという前に、必要な手だてが必要みたいです。付き添いの問題、それから医者にかかる経費の問題とかになるんで、そのあたりも少し研究していただきたいと思います。埼玉とか群馬とか幾つか、北海道もあったと思いますけど、実際にその自治体でつくって対策を立てていらっしゃるようですので、是非研究もしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(安田敏雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今の副作用に関する被害というか、異常は大変苦しいものだと思いますし、確かに今の茨城や北海道や川崎だったか、いろいろそういうことに対して、自治体が手を差し伸べて支援しているところがあるようでありますので、私どもでは今そういうところがないにしても、やはりそういう症状が出た場合、あるいは家族の苦しみを思うと、何らかの対応はしてあげるべきだとは思っておりますので、どういうふうな対応で何ができるかは、いろん

な事例もありますから、今から研究していけばいいと思いますし、発生したときには、やはり 前向きに考えるべきことだとは思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 長野議員。
- **〇10番(長野恒美君)** ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に子供の医療費の年齢引き上げですが、町長さん言われますように、やはり早く発見し、そして早く治していくという問題や、子供たちが選べない事情ということから考えても、大事なことだということは御承知していただいていますので、安心はしますが、やはりどこにいる子供も皆同じ条件で受けられる、日本の子供は日本で面倒を見ていただけるというのが基本だろうと思いますので、ぜひ県への要望などはおろさないで、今後も続けていってほしいと思いますし、国に至っても、片方では税金をまけたり、それから軍事にたくさんのお金がつぎ込まれたり、公共施設につぎ込まれているわけですので、命の問題では遠慮なく、全額じゃないんですもんね、国が全額無料になれば最高ですけれども。ともかく、日本の子供として、日本の課題ですよね、出生率の問題をとってみても、それから貧困化の問題をとってみても。ですから、やっぱり遠慮なく国にも要請していける機会には是非していって欲しいと思いますが、その点はどうですか。

- 〇議長(安田敏雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 私どもたまたまこの2年間、岐阜県の町村会長をしておって、全国の町村会の中で話が出てるのも、やはり消費税の問題もいろいろあったんですが、いわゆる税と社会保障の一体改革の中で、全てそういうことも含めた社会保障体制を整えていくことを全国の町村会でも話が出て、要望していますから、今のことも含めて、県や、いろんなところへ発言できる機会があるときには、やっぱり申し上げていきたいとは思っています。

[10番議員举手]

- 〇議長(安田敏雄君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) どうぞよろしくお願いいたします。

それから、文化会館、図書館など本当に長年の、議員になって32年ぐらい、ずうっと要望してきた中身ですし、先日は特別委員会で、なかなか今持っている課題だけでも大変なことだということなど考えましても、なかなか遠いところだなあと思うだけに、それに今この町で図書館はともあれ、文化会館を赤字で運営するようなものが必要なのかどうかというのはあるわけで、公民館の、中央公民館だけですが、大ホールの年間の使用率を調べていただいたんです。そうすると、25%ぐらいなんですね。だから、私は中央公民館のリニューアルをしていただいて、音響もよくなっているし、それから、あれぐらいの適当な施設であるということからいっても、もっと有効に使えるとありがたいと思いますので、法に基づいて御検討を一日も早くや

り、皆さんに開放を少しでもしていただけるようにしていただけたらと思っておりますので、 どうぞ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

- 〇議長(安田敏雄君) 1番 尾関俊治議員。
- ○1番(尾関俊治君) 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。 まず初めに、小・中学校の2期制についての質問をさせていただきます。

1年前、小・中学校の2期制についての質問をさせていただきました。そのとき2期制のメリット・デメリット、保護者への対応等聞かせていただき、万全の体制で26年4月より実施されたと思います。

約1年間実施されましたが、教育長が直接現場を見たり校長から聞いたりして、2期制の現状を認識していると思います。1年足らずでは結果や実績は出ないとは思いますが、今現在での2期制にしてよかったこと、難しかったこと、反省しなければいけなかったこと等、教育長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、2期制を導入して、現場の先生や生徒の意見について、個人差はある とは思いますが、お聞かせください。

3つ目の質問ですが、児童・生徒の保護者の意見をアンケート等で聞いて、次年度に生かすべきと考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

次に、かさまつ応援寄附金(ふるさと納税)について質問をさせていただきます。

平成20年度より、個人住民税の優遇措置を大幅に拡充して、寄附を行いやすくする「ふるさと納税制度」が開始され、笠松町では、ふるさと笠松に貢献したい、笠松出身ではないけれど、笠松を応援したい、こうした熱い思いに応えるため、かさまつ応援基金条例を創設しました。平成20年度から平成25年度までに寄附をしていただいた寄附金は3,808万6,501円で、平成26年度に笠松町公共施設巡回町民バスを2台購入しました。そして平成27年度には、この寄附金で新しいLEDの街路灯にかえていきます。また、かさまつ応援寄附金に5,000円以上寄附していただいた方に、感謝の気持ちを込めて、ふるさとかさまつ宅配便から選んだお礼の品を1品、1万円以上寄附をしていただいた方は2品お届けをしています。ともにとてもすばらしいことで、さらに寄附金がふえて町民に還元できるとよいと考えます。

そこで1つ目の質問ですが、笠松町在住の方が笠松町に寄附をすることは、行政、町民にとってメリットしかないと私は思いますが、寄附をする上でのメリットと注意する点があれば、 行政と町民の両方の立場でお聞かせください。

2つ目の質問ですが、かさまつ応援寄附金を笠松町在住の方は寄附をできないと思っている 方が非常に多く見えます。笠松町在住の方も笠松町に寄附ができることのPRをもっとしたほ うがいいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。 これで1回目の質問を終わらせていただきます。

- ○議長(安田敏雄君) 1番 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、尾関議員さんからの質問に私からは、かさまつ応援寄附金のことで、まず寄附するメリットについて、町民あるいは行政の立場から答えてくれということでありますが、まず、昨年の12月に機会をいただいて、議員の皆さんに寄附金税制についての御説明をさせていただいたところでありますが、このふるさと納税、いわゆる地方公共団体に対する寄附金を指しますが、この寄附金というのは税法上の寄附金控除に該当しますので、所得税やあるいは住民税から一定額が控除される仕組みになっております。

昨年来テレビや雑誌などで、このふるさと納税をした際のお礼の品が数多く取り上げられており、そこでそういうものに対する注目も集めているわけですが、ありがたいことに笠松町も多くの雑誌などに取り上げていただいて、きょう時点で約4,954件で3,642万2,000円の御寄附を全国からいただいております。この御寄附の中には、当然、笠松町在住の方も31件ございます。

まず行政からの立場で話をしますと、笠松町在住の方が笠松町に御寄附いただいた場合、これは本来町に入るべき住民税額よりも多い金額が町に入る仕組みになってますから、そのために翌年度の町民税の税収のみを捉えますと、若干ではありますが減となりますが、いわゆる町民税の減収分よりも寄附金額が上回りますから、町全体から見ればプラスになるわけであります。その点が一つの町としてのメリットになります。また、現時点で32の品があるお礼の品、いわゆるふるさと宅配便ですが、これがやはり町内事業者の方への経済効果も期待をされるところでありますので、町内業者が潤うことによって町への税収も期待できるという部分もあります。

続いて町民の方の立場で考えますと、笠松町へ寄附した場合には、これは申告手続によって 所得税やあるいは住民税の軽減が受けられますし、かつ、お礼の品がもらえるという点がメリ ットでありますが、ただし、笠松町民の方が他の自治体へ寄附したときでも同様の制度が受け られるために、この場合には町として町民税の減収という、これはマイナスしか残りませんの で、その点は町としてはデメリットになるんではないかと思っております。ですから、町民の 方が笠松町へ寄附金をいただくことはありがたいことでありますし、町外の方が笠松町へどん どん寄附金をいただくことはプラスになることだから、推奨していきたいと思っております。

また、笠松町に寄附ができないんではないかと思ってみえる笠松町の在住の方にPRしたらどうやということでありますが、おっしゃるとおり、このかさまつ応援寄附金に関しては、現在笠松町で行っているPRとしては、申込書を挟み込んだパンフレットを作成して、これは町内の公共施設や、あるいはまちの駅や、そしてまたお礼の品を提供いただいているパートナー

事業者などの方に設置をいただいているところでありますが、今年度は郵便局に協力もいただいて、ゆうちょ銀行専用の振り込み用紙を挟み込んだパンフレットを、町内4カ所の郵便局の窓口に設置をしていただきました。また近隣では、河川環境楽園やあるいは一宮市、名古屋市などの観光案内所にもパンフレットを設置いただいております。広報紙には定期的に、寄附者の同意を得て寄附者名の公表を行って、ホームページでも同様のPRをしているところでありますが、また商工会の役員会などにも出向いて、いわゆるこの制度の説明を行わせていただいたりしてまいりました。また、今年度購入しました公共施設巡回町民バスには「これはかさまつ応援寄附金によって活用したバスです」と車体に書いて、広告塔として町内を毎日走っておるわけであります。また全国の自治体の特産品などがマスコミに取り上げられるようになってから、町民の方からは、この自治体に寄附するにはどうしたらいいのかという問い合わせなどもありましたので、その際には、笠松町のふるさと納税についても並行して御説明をさせていただいております。

最近では、このふるさと納税制度を開始して特産品を提供する市町村がふえてまいりましたので、寄附先も分散をし始めている状況でありますので、町内事業者の経済効果や、あるいは自主財源の確保からも、全国へ向けてのPRに加えて、町民の皆さんに向けてのPRも、議員が言われたとおり、今まで以上に行ってまいりたいと思っております。特に来年度、いわゆる税制改正が予定されておりますので、改正された際には広報紙などを活用して、この改正内容を説明する予定でありますので、この中で当町の制度の概要や、あるいは笠松町へ寄附した場合どうなるかなども説明をしていきたいと考えておったところであります。

〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。

〇教育長(宮脇恭顯君) 議員御質問の2学期制について、お答えをいたします。

まず1番目の、2学期制にしてよかったこと、難しかったことなど、教育長の考えはということでございます。

この2学期制は、先生が子供に寄り添う時間の確保、長いスパンでの子供の育成、これを狙いとして実施をいたしました。

7月、全ての学校を訪問させていただきましたが、夏期休業前までじっくりと子供の指導に当たっていただいておりまして、児童・生徒も授業に集中して取り組むことができていると実感したところでございます。また、三者懇談等を通して、児童・生徒が自分のよさやこれまでの歩み、あるいは夏期休業以降の自分の歩むべき道、これを自分の言葉で伝えることができたと、こういうふうに聞いております。ただ、2学期制により生み出した40時間、この時間の活用については、各学校で工夫して取り組んでいただいておりますけれども、やや学習の補充に使われていることが多いように感じておるところでございます。

2つ目の、現場の先生の意見や児童・生徒の意見についてでございますが、児童・生徒、教

師、保護者の声についてお答えをいたしますが、夏期休業が短くなったことについて、早く始まったなあという思いの児童・生徒もいると聞いておりますが、多くは自然な形で8月25日を迎えることができたようでございます。始業式にかわります全校朝の会、いわゆる夏休み明けの、今までの始業式にかわる全校朝の会でございますが、この姿を見させていただいても、スムーズなスタートができたと感じております。教師からは、7月末までじっくり学習指導することができたので、子供の力が伸びている、三者懇談でも保護者が我が子の学習力の向上に驚いていたという声を聞いております。前の質問にもお答えいたしましたが、やはり子供にじっくり向き合って、丁寧に指導する時間を確保した成果であると考えております。保護者の皆さんからは、お盆が過ぎたらすぐ始まった感じだ。こういった声やら、夏休みが1週間短くなったので、夏休みの課題がやや負担であったという御意見。また、早く始まってありがたいと。それから、あと1週間の子供の生活を考えると、始まって本当によかったという御意見もいただいております。

児童・生徒や保護者の意見を次年度に生かすべきと考えるが、ということについてですが、 今年度から実施した2学期制について、先ほどのようにいろんな意見をいただいております。 それぞれの学校でも今年度の取り組みを振り返り、来年度の方向を明らかにしているところで ございます。教育委員会としましては、三者懇談のあり方、それから生み出した40時間の一層 有効な活用、それから夏期休業中の課題のあり方、それから秋期休業のあり方。これらを課題 として改善しながら、2年目の歩みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、始まったばかりの2学期制でございます。児童・生徒や保護者が、2 学期制ってよかったなと、いいなあと実感をしたり、教職員が2学期制にしてよかったと笑顔 で語ったりすることができるよう、学校とともに2学期制の充実に向けて、次年度も取り組ん でまいりたいと考えております。

○議長(安田敏雄君) 一般質問の途中ですが、休憩します。

休憩 午後2時20分 再開 午後2時40分

○議長(安田敏雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

答弁に対しての質問を許します。

[1番議員挙手]

尾関議員。

○1番(尾関俊治君) 丁寧な答弁をありがとうございました。

それではまず初めに、2期制についての再質問をさせていただきます。

2期制は全般に成果が出たように感じられました。その中で、2期制により生み出された40

時間の授業時間の活用については、各学校で工夫して取り組んだとのことでしたけれども、この工夫した具体的なことをお聞かせいただければと思います。

- 〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 一番多かったのが、学習の補充それからプリント、ドリルといったことが一番多かったわけでございます。本来、それに使うのが願いではありません。ただ、それも補充の時間として使ってくれたり、ドリルをやってくださった時間というのが、児童・生徒にやらせておいて、おくれがちな子に丁寧に教えたり、それからドリルをやらせるそのドリルが、もっと勉強したいという子の要求にも応じたドリルであったかどうかということを期待しておるんですが、一律子供たちに配ってやらせるということは本来の趣旨ではありませんでしたので、ここについて少し先生方へのお願いが要るかなあと思っています。

そのほかには、学級での諸問題について話し合った、学年の問題について話し合った、それからつまり特別活動、学級活動として活用してくれたというのでございます。そのほか、約30%の回答が、その他いろいろという回答でございまして、この回答は実にたくさん、つまり学級で問題が起きたときにすぐ話し合ったとか、それから特別に、例えばインフルエンザでどうしても時間が生み出されなかったときに、週のその時間を使ったとか、この使い方は「いろいろある」でございますが、具体的にその内容については細目を設けて調査をしておりません。いろいろというのが30%ぐらいあったということでございます。以上です。

[1番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。
- ○1番(尾関俊治君) ありがとうございました。

それでは次の質問で、やはり学習の補充が多いということで、これはやはりインフルエンザ 等で授業のおくれが影響したんでしょうかということを聞こうとしたんですけれども、先ほど お答えいただきましたので、そこはちょっと飛ばしまして。

次、2期制で変わったことの一つに、中学生が夏休み明けの定期テストが1回ふえたことが上げられます。夏休み明けすぐにありますので、計画的に勉強できる生徒にとっては、夏休みの長い期間勉強できたということでよかったと思いますけれども、計画的にできない生徒にとっては、やはり悲惨な結果を招くことになったのではないかと思います。いかに夏休み前とか夏休み中に計画的に勉強するよう指導できるかが鍵になるかと思いますけれども、そこはしっかりできたのでしょうか。お聞かせいただければと思います。

- 〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 中学校にとって非常に課題であったところは、今議員の御指摘になったところでございます。で、それを改善する方法としては、今回の2学期制というのは学期のスパンを長くとるということも狙いでございましたので、夏休みそのものは本来の夏休みでは

ないと。つまり、学校の先生方においては、指導がきちんと継続している時間だと。こういう ふうな認識を持ってもらうということが大きな願いであったわけですが、先生方の年休の取得 率というのが非常に低くて、年休をとってくださいよという投げと一緒に、夏休みというのは 先生方は間違いなく勤務の時間ですよと。子供たちに接する時間をきちんとつくって、子供た ちの学習を継続するようにしてくださいと、こういうふうに願いをしたことが、大変先生方に も理解が悪くて、この部分を先ほど来年度に対しては十分な改善を図って、子供たちがその間 も自分は毎日学校行ってるんだと。そのかわりに家庭で、きちんと自分で計画を持って家庭学 習してるんだと、こういった認識を子供たちにも持つような指導に心がけていかなければなら ないと思っています。

[1番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。
- ○1番(尾関俊治君) そうですね、夏休みはやっぱり長いですので、その夏休み前とか当然夏休み中の指導の徹底のほうを、来年度に向けてお願いできればと思います。

始まったばかりの2期制なんですけれども、今の段階で、3小学校と中学校でアンケートを とったという実績があるのでしょうか。お聞かせください。

- 〇議長(安田敏雄君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) それぞれ学校でやっておってくださると思いますが、ちなみに保護者のアンケートをある学校でとりましたが、それについてお答えをさせてもらいますと、三者懇談が夏休み前に実施されたこと、これについて課題があるとお答えをされた保護者は3%でございます。それとか、成績を10月10日、いわゆる長い期間をもって成績を出すことに関しても、4%の方が非常に課題があるというふうに答えられただけで、おおむねこの施策について御了解をいただいてるのが76%ぐらいでございます。それから、夏休みを短くしましたので、夏休みが短くなったことについて御意見を賜りましたが、これも課題があるとお答えになった方は5%で、多くの方々は、夏休みを短くしたことについては御理解がいただけているというふうに思っています。

あと、学校の取り組みについてアンケートをとっていただきましたのは、省かせていただきます。

[1番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。
- ○1番(尾関俊治君) 今回、2期制導入を万全な態勢で迎えていただいて、約1年間、取り組んでいただきました。これからも、教育長が先ほど言われていましたけれども、年々2期制にしてよかったと思える教育をしていってもらいたいと願っております。

続きまして、かさまつ応援寄附金についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、かさまつ応援寄附金で笠松町在住の方が笠松町に寄附をすることのメリット・デメリットをお聞きして、よく理解できました。

来年度の税制改正により、かさまつ応援寄附金の何が変わるのか。そこは来年度で税制改正 で変わるということがあったと思うんですけれども、その何が変わるかというのを、わかる範 囲でお聞かせいただけますか。

- 〇議長(安田敏雄君) 大橋部長。
- ○総務部長兼教育文化部長(大橋雅文君) 地方税法の一部改正の関係での御質問だと思いますが、ふるさと納税の関係で変わりますのは、特例控除額の拡充ということで、今ですと個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額、これの上限が10%になっておりますが、これが20%になるということ。それと申告手続の簡素化ということで、ふるさと納税ワンストップ特例。いわゆる寄附をした自治体から、その方が住んでみえる自治体に対して通知をすることによって、確定申告を行わずにそういった控除ができると、そういったものが盛り込まれてまいります。

例えばで申しますと、今の特例控除の関係でございますが、例えば夫婦とお子さん1人、高校生のお子さんが見えると。で、年収が500万というようなことで仮定をしますと、今現在は寄附の上限になる額が3万円というようなことになっておりますが、単純に申しますと、この額が6万円になって、適用の下限額の2,000円は変わりませんから、控除額が10%から20%にふえる。そういったところが変わってまいります。それとワンストップの特例としましては、先ほど申しましたが個人住民税の課税した市町村、そこで通知を受けますと、翌年度の個人住民税において所得税控除分相当額を含めて控除を行うと。こういったことに変わってまいります。以上です。

[1番議員举手]

- 〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。
- ○1番(尾関俊治君) ありがとうございます。

先ほど、控除額は大体、約2倍にふえるとの理解でいただきました。

先ほどのワンストップ納税に関してなんですけれども、これに関しては給与所得者も営業の 方も、全ての方がそういった形で申告しなくてもよくなるということで、そういった認識でよ ろしいでしょうか。

- 〇議長(安田敏雄君) 大橋総務部長。
- ○総務部長兼教育文化部長(大橋雅文君) ワンストップ特例の関係でございますが、事業収入の方につきましては、確定申告を行ってもらうということになります。給与所得者の関係でこういった通知をして、ワンストップ特例が適用されるということになります。

[1番議員举手]

〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。

○1番(尾関俊治君) ありがとうございます。

そうですね、給与所得者に関しては申告する必要がないということで、理解させていただき ました。

続きまして、先ほどの答弁で、笠松町民の方がほかの自治体へ寄附したときでも同様の制度が受けられるということで、余りPRをすると、確かにその場合は、町民税のみ減収するというデメリットがあるということを聞きました。しかし、私も含めて、私は恐らく寄附をここにはできないんだとは思うんですけれども、笠松町を応援したいという方は、恐らくほかの自治体には寄附はしないと思います。している方は既にほかの自治体にしておりますので。私はやっぱり自分の、例えば町政報告会をするときなどですけれども、必ずこの寄附金の話をするんですけれど、ほとんどの方が笠松町に寄附できないと思っていまして、笠松町に寄附ができるということを知りますと、それなら笠松町に寄附をしたいという方がかなり多かったということで、今回この質問をさせていただきました。

例えば、こういうことができるかできないかわからないんですけれども、例えばですけど、なかなか先ほど言った限度額というものが、各町民というのは恐らくわからないと思うんですね。例えば先ほど、3人の家庭で500万でっていう場合は、3万から6万に変わったということが言われましたけれども、控除の限度額っていうのは、恐らくなかなか難しいのかなと。インターネット見られて、試算表を打っていただいて、計算すれば恐らくできるんだとは思うんですけれども、そこまで入っていって計算することは、なかなかされないんじゃないかと思います。

例えば町民税・県民税納付書の中に、寄附金の控除額の限度額とかの記載、もしくは笠松町 在住の方が笠松町に寄附をすることは可能なPRをしてみたらどうかなと思うんですけれども、 そのことに関しての考えをお聞かせいただければと思います。

〇議長(安田敏雄君) 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長(大橋雅文君) 今の、控除のほうの関係と限度額っていいますか、 先ほどちょっと言葉が足りなかったと思いますが、例えば限度額で見る場合、3万円から6万 円と申しましたが、こういったときに住宅取得控除とか、そういったものがありますと、限度 額がちょっと下がってきます。そういったものがあると下がってくるということだけ、ちょっ と御理解いただきたいと思います。

それと、町のホームページを見てもらいますと、かさまつ応援寄附金のページがありまして、 その中に、あなたの収入でしたらどの額まで寄附しても、こういった控除の対象になりますよ というページが設けてございますので、そこでちょうど、かさまつ応援寄附金ふるさと納税試 算プログラムというものがあります。そこに当てはめて、御自分の収入で計算していただきま すと、あ、私の収入だったら例えば5万円までは上限で寄附ができるんかなと、そういうふう なことで確認ができるような方法をとらせてもらって、そういったことで確認をしていただけるということにしております。それと、ふるさと納税のパンフレットなんかを送りましたときにも、ホームページでこういった確認ができますよっていうことも記載しておりますので、そういったことも周知の中には入れております。

[1番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。
- ○1番(尾関俊治君) 先ほど質問したのと、ちょっと回答がいまいちかみ合ってないような気がしたんですけれども。

私が先ほど言ったのは、それはわかってるんです、3万が6万になるのは。当然その個人によって、500万の方は3万が6万になるというのは、違うのはわかるんです。私はわかるんですけれども、町民の方が、それをわかってらっしゃる方が少ないと思うんですよ。で、おおよその、500万ならば3万から6万になるっていうのが大体わかりますので。いわゆる課税所得によって、恐らくそこは変わってくると思うんですけれども、当然先ほど部長が言われたとおりなんですけれども、そこがわからないから限度額を提示したほうがわかりやすいんではないかなと思ったんですね。そういったアイデア、アイデアって言いますかね、そういうことを載せることによって、笠松町にもそういった応援寄附金をすることができるんだっていうことがわかるようなことが、目にとまればいいかなと思ったんです。やはり、なかなか広報とか見られない方も見えます。納付書は必ず見られますので、その中で、あ、これ何が書いてあるんだ、この限度額って何だろうっていうことがあるといいのかなと思ってこの質問をさせていただきましたけれど、もうちょっと回答のほうお願いいたします。

- 〇議長(安田敏雄君) 川部副町長。
- ○副町長(川部時文君) ふるさと納税の趣旨からして、そういうPRを行うことが適切かどうかという問題がございますので、確かに町民税の納付書を4月に送りますので、そのときにそういうことをPRすれば一番わかるんですが、そういうことを表立ってPRしていいかどうかっていうのはちょっと疑問ですので、制度上。一度研究させていただいて、問題がないということであれば、そういうことも考えていきたいと思いますが、まず、ちょっと難しいんじゃないかと思っています。

[1番議員挙手]

- 〇議長(安田敏雄君) 尾関議員。
- ○1番(尾関俊治君) ありがとうございます。

これはあくまでも、私が考えたといいますか、あ、こうするといいかなあと思ったことをちょっと一案言ってみたんですけれども、やはり少しでも笠松町の寄附金がふえることで、町民にも行政にもメリットがあるということですので、これからも知恵を絞っていただけると幸い

です。

私もできる限り笠松町へ寄附していただけるよう、声をかけていきたいと思っております。 そういうことで、これで私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長(安田敏雄君) これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでございました。よろしくお願いいたしま す。

散会 午後3時00分